

第8回
船橋市景観総合審議会
議事録

日時 令和8年5月22日（金）

場所 船橋市役所本庁舎6階 602会議室

1. 開催日時

令和8年5月22日（金）午後2時から午後2時45分

2. 開催場所

船橋市役所本庁舎6階 602会議室

3. 出席者

第1号委員（学識経験者）

宇於崎 勝也 : 日本大学理工学部 教授

佐藤 徹治 : 千葉工業大学創造工学部 教授

加藤 幸枝 : カラープランニングコーポレーションクリマ 代表取締役

第2号委員（関係行政機関）

友成 健 : 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進
班長

第3号委員（関係団体）

田端 友康 : 一般社団法人千葉県建築士会

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 理事長

高宮 幸子 : 船橋商工会議所 女性会 副会長

宇戸谷 友益 : 東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長

第4号委員（市民）

熊野 久美枝 : 市民公募委員

佐藤 由紀 : 市民公募委員

森 哲哉 : 市民公募委員

建設局 平塚建設局長

都市計画部 杉原都市計画部長

都市計画課 奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤都市計画課主査

金子都市計画課主任主事

村田都市計画課主事

三星都市計画課主事

事務局 奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤都市計画課主査

金子都市計画課主任主事

村田都市計画課主事

三星都市計画課主事

4. 欠席者

第2号委員（関係行政機関）

内間 康二郎 : 船橋警察署 生活安全課長

奥田 雅彦 : 船橋東警察署 生活安全課長

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議案第1号 景観重要建造物等の指定について（付議）【公開】

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

議案第1号 景観重要建造物等の指定について、以下のとおり了承されました。

（景観重要建造物）

- ・ 御瀧不動尊金蔵寺の大師堂

（景観重要樹木）

- ・ 印内八坂神社のイチョウ
- ・ 中央公民館前広場のキョウチクトウ

8. 議事

【開会】

○事務局

委員の皆様おそろいですので、景観総合審議会を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、第8回船橋市景観総合審議会を開催いたします。

それでは、初めに、委員の変更についてご紹介いたします。

（委員紹介）

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、机の上に置かせていただいた本日の資料を確認させていただきたいと思います。

（資料の確認）

【定足数の報告】

○事務局

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は〇〇委員、〇〇委員、お二方が欠席というご連絡をいただきました。本日は委員 13 名のうち 11 名の方が出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、今後の議事進行について、議長、よろしくお願いいたします。

【会議の公開の説明】

○議長

改めまして、皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

事務局も言っていましたけれども、雨がたくさん降っている中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もあまり時間はかけずに、かつ十分に審議を尽くして進めていきたいと思いますので、皆さん、ご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会議の公開について、まずご説明をさせていただきます。船橋市情報公開条例第 26 条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、本日の議題については、同条例に基づき公開となります。

さらに、傍聴についてです。本日、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局

本日の審議会につきましては、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

○議長

はい。では傍聴なしということで。

【議事録署名人の指名】

○議長

続きまして、議事録です。事務局が作成いたしました議事録の内容を確認していただく署名人を、委員の中から 2 名選出させていただきます。本日は、A 委員と B 委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(両委員 了承)

○議長

よろしくお願いいたします。

また、作成しました議事録は公開となります。本日は、事務局で記録のために会議風景の写真撮影と音声の録音をさせていただきますので、ご承知おきください。

【議題】

― 議案第1号 ―

○議長

では、議題に入っていきたいと思います。本日の議題は議案が1件です。次第に従いまして、議案第1号「景観重要建造物等の指定について」、事務局より、まず、ご説明をお願いいたします。

○都市計画課長

それでは、「景観重要建造物等の指定について」、ご説明いたします。今回は、「1. 前回までの報告」、「2. 指定について」の2点について説明させていただきます。

まず、前回までの報告をさせていただきます。4ページをご覧ください。第7回審議会での報告内容について、ご説明いたします。

1つ目ですが、昨年度の取組について、令和7年4月1日付で、景観重要建造物及び景観重要樹木に対する助成制度を設けましたので、既存指定先に案内を行いました。また、新規指定候補の募集、検討を行いました。

次に、2つ目ですが、指定候補の検討に当たり、既存の評価シートには具体的な評価指標がなかったことから、新たに評価シート（案）を作成しました。前回の審議会でもいただいた意見を参考に一部修正を行いましたので、後ほどご説明いたします。

次に、3つ目ですが、指定候補の紹介を行いました。本審議会では、中央公民館前広場のキョウチクトウを加え、計4件の指定について本審議会でも諮問いたします。

5ページをご覧ください。こちらは第7回審議会でもいただいた主な意見と対応になります。

まず、「ア」の意見ですが、「評価シート（案）」について、シートの構成、評価内容等に分かりづらい点があるので、整理したほうがよいのではないか」という意見がありました。

これについて、主な対応として、まず「評価項目」のうち、指定のために必須の項目については、「指定要件」として区別いたしました。また、「評価項目」のうち、「景観資源としての特徴」の名称を「景観調和・象徴性」に変更し、観光名所になっているなど目的性を持つものを評価指標として追加しました。

なお、前審議会での意見とその対応、及び新旧の評価シートを参考資料として添付しておりますので、そちらもご参照ください。

次に、「イ」の意見です。これは正伯公園のクスノキについて指定の判断をするに当たっていただいた意見ですが、「高崎市の評価指標では『桑畑や梅林など』を指定対象としているようだが、これは特定の桑畑や梅林のことを指すのか、市内のいくつかの集合体としての桑畑や梅林のことを指すのか」という意見がありました。

こちらについて、高崎市に確認したところ、「全ての桑畑や梅林が対象となるわけではなく、地域産業として利用された歴史があるものを指定対象として想定している。なお、現在景観重要樹木の指定はない」との回答がありました。

また、その他のご意見として、「市民まつりで使用されているみこしや、みこしの保管場所などについて、市は保管場所などについて把握しているのか」という意見がありました。

こちらについて、意見の趣旨を確認したところ、「みこしや保管場所を景観重要建造物に指定するという意味ではなく、市が町会等のみこしの保存場所を把握し、必要に応じて保管場所を提供したり、何か助成できるようにしたほうがよい」という趣旨でした。関係部署へ確認したところ、みこしの保管場所等については一部把握しているとのことでしたので、このようなご意見があったことを伝えております。

以上がいただいた意見への対応となります。

次に、「2. 指定について」、ご説明いたします。

ここからは、前回紹介した3件の案件と中央公民館前広場のキョウチクトウを加えた4件について、ご説明をさせていただきます。各案件の位置については、7ページのとおりです。

8ページをご覧ください。1件目の指定候補は金杉にあります御瀧不動尊金蔵寺の大師堂です。建築年は嘉永4年、建築様式は入母屋造、唐破風。間口・奥行はそれぞれ11.5メートルです。大師堂がある場所については、9ページの黄色の丸の位置になります。

10ページをご覧ください。指定理由ですが、本件は「船橋市景観80選」からの選定となります。金蔵寺の境内には本堂をはじめ、三重塔や仁王門などの建造物や樹木が存在します。中でも大師堂は境内で最も古い建造物であり、約200年前に建立されたことから、歴史的特性が表れております。大師堂はかつて本堂として使用され、現在も大師堂の前の広場において年間を通じて祭事が行われており、来訪者に広く親しまれております。

次に、所有者にヒアリングしたところ、現在の大師堂は嘉永4年に再建されたもので、江戸時代の彫刻師による刻銘が残っているとのことでした。また、本件は新しい本堂の建設に伴い、現在の場所に曳家で移設されたものとのことでした。

なお、市民への意見募集を行いました、意見はありませんでした。

11ページをご覧ください。こちらが評価シートにより評価した結果となります。

まず、確認事項ですが、建造物であり「指定対象」として問題ありません。公共に開放された寺のため、確認事項に合致しています。

次に、評価指標に基づき評価した内容ですが、当該地は滝不動風致地区に指定され境内には四季折々の自然に関する景観特性が存在し、「花の寺」と呼ばれています。また、大師堂は約200年前に建立され、歴史的・文化的な特性を有し、趣あるまちなみの景観形成に寄与しています。

この金蔵寺の景観は「船橋市景観80選」に選出されており、各種観光サイトやブログ等でも取り上げられています。所有者によると、大師堂前の広場では年間を通じて大規模な祭事を行っており、利用者に広く親しまれています。

総合的に評価すると、当該建造物は自然・歴史・文化的な景観を有しており、寺全体として地域住民に広く親しまれていると言えます。

12ページをご覧ください。2件目の指定候補は印内にあります印内八坂神社のイチョウです。

樹木医に確認したところ、樹齢は約300年、高さ24メートル、幹回りは3.82メートルです。樹勢は良好で、柵によって根本が保護されています。剪定した跡の樹形に崩れが見られたため、今後剪定をする際は適切な剪定を行う、とのことでした。樹木がある場所については、13ページの社殿の前に位置しております。

14ページをご覧ください。指定理由ですが、本件は船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例で定める「指定樹木」からの選定となります。

印内八坂神社には、「指定樹木」として保存対象となっている樹木が複数存在し、自然に関する景観特性を有します。中でも参道の正面にある当樹木は神社の歴史とともに歩んできた象徴的な巨木となっています。また、社殿や狛犬と一体化し、歴史的特徴が表れた景観を構成しており、地域住民や来訪者に親しまれています。

次に、所有者にヒアリングしたところ、神社は享保18年（1733年）に創建され、樹木はその頃から存在していたと推測されます。明治・大正時代には亀戸・浦安・幕張にも同神社の講社が存在し、印内まで多くの参拝者があったとのことでした。また、防護柵を設置し、定期的に剪定を行っています。

なお、市民への意見募集を行いました。意見はありませんでした。

15ページをご覧ください。こちらが評価シートにより評価した結果となります。

まず、確認事項ですが、樹木であるため「指定対象」として問題ありません。公共に開放された神社のため、確認事項に合致しています。

次に、評価指標に基づき評価した内容ですが、当樹木は「指定樹木」に指定されており、境内にあるほかの指定樹木と併せて自然に関する景観特性を有しています。また、当樹木は樹齢約300年あり、社殿や狛犬等と一体化した景観は、歴史的・文化的特性を有しています。

インターネット等で確認したところ、各種観光サイトやブログ等でも神社の歴史が取り上げられており、樹木についても併せて紹介されている記事が複数見つかりました。参道の正面に位置すること、神社では毎年祭りが開催されていることなどから、近隣住民や来訪者に親しまれております。

総合的に評価すると、当樹木は自然・歴史・文化的要素を十分に有しており、神社全体として地域住民に広く親しまれていると言えます。

16ページをご覧ください。3件目の指定候補は薬円台にあります正伯公園のクスノキです。樹木医に確認したところ、樹齢は約130年、高さ約14.5メートル、幹回りは4.61メートルです。樹勢はやや不良でした。葉量が少ない・枯れ枝が目立つ・幹色に生気がない、そういった状態が見られましたが、腐りなどはないため直ちに倒木するおそれはなく、精密診断は不要とのことでした。樹木がある場所については、17ページの公園中央の一番大きい三角の位置になります。

18ページをご覧ください。指定理由ですが、本件は市民からの応募案件となっております。応募者によれば「利用者にとって貴重な木陰として癒されている」、「保育園児の遊び場やヨガ教室の会場になっている」とのことでした。

調査を行ったところ、当樹木は昭和49年の公園開園当初より、半世紀以上にわたり同園の風景の一部として定着しており、地域住民に親しまれています。また、公園内で最も大きく育った枝ぶりは貴重な木陰を提供しています。

次に、所有者である公園緑地課にもヒアリングしたところ、一般的な公園樹木ではありますが、公園内には複数の樹木があり、応募された樹木は最も大きいものであるとのことでした。

次に、薬円台公民館、郷土資料館にもヒアリングを行いましたが、資料はありませんでした。また、薬円台第一町会長にヒアリングを行ったところ、当樹木の特筆するエピソード等はありませんでしたが、40年以上前から存在する樹木で、木陰として利用され親しまれているとのことでした。

なお、市民への意見募集を行いましたが、意見はありませんでした。

19ページをご覧ください。こちらが評価シートにより評価した結果となります。

まず、確認事項ですが、「応募内容」について、不備はなく問題ありません。公共に開放された公園のため、確認事項に合致しています。

次に、評価指標に基づき評価した内容ですが、公園緑地であるため、「自然・田園に関する景観特性」を有しています。また、当樹木は昭和49年の公園開園当初から存在しており、公園内で最も大きく育った枝ぶりは貴重な木陰として利用され、住民に親しまれています。

総合的に評価すると、歴史的・文化的要素は見られませんでした。公園の大木として地域の方に親しまれていると言えます。

20ページをご覧ください。4つ目の指定候補は中央公民館前広場のキョウチクトウです。樹木医に確認したところ、樹齢は約100年、高さ約5.6メートル、幹回りは0.26から0.37メートルです。樹勢は良好です。太宰治が植えたもので石碑が設置されており、景観的価値が高いとのことでした。また、傾きのある幹が1本あったため支柱等を設置することが望ましいとのことでした。樹木がある場所については、21ページのとおりです。

22ページをご覧ください。

まず、指定理由ですが、本件は令和7年第3定例市議会で指定の推薦があったことから選定いたしました。推薦理由としては、「夾竹桃は太宰が確かにこの船橋に住んだという生き証人である」、「指定により適切な保全を講じてほしい」とのことでした。

調査を行ったところ、当樹木は太宰治が昭和10年7月から昭和11年10月にかけて、転地療養のため船橋に居住していた際に、旧居に植えていたとされるもので、歴史的・文化的な特性を有します。また、太宰の死後、昭和43年に旧居が解体される際も、その文化的価値から夾竹桃は保存され、昭和58年に中央公民館へ移植されました。現在は船橋市内の観光名所の一つとして認知され、来訪者に親しまれています。

次に、所有者である中央公民館にもヒアリングしました。文化課の資料によれば、太宰は

著書の中で「私には千葉船橋町の家が最も愛着が深かった」と記しており、船橋を去る際は泣きながら夾竹桃への愛着を示した等のエピソードがあります。また、中央公民館は現在改築中であるため立入不可となっておりますが、仮囲いの外から見ることは可能です。

なお、市民への意見募集を行いました。意見はありませんでした。

評価シートによる判定は23ページのとおりです。

まず、確認事項ですが、樹木であるため「指定対象」として問題ありません。公共に開放された公民館のため、確認事項に合致しています。中央公民館は現在改装期間中であるため立入不可となっておりますが、工事仮囲いは透明であるため望見することが可能です。

次に、評価指標に基づき評価した内容ですが、太宰治が船橋市に居住していた際に自宅へ植樹していたとされるものであり、歴史的・文化的特性を有しています。このことは市ホームページや各種観光サイト、ブログ等でも取り上げられており、観光名所として住民や利用者に親しまれています。

総合的に評価すると、当樹木は歴史・文化的要素を十分に有しており、観光名所として来訪者に広く親しまれていると言えます。

以上が指定候補4件についての説明となります。

24ページをご覧ください。最後に指定までの流れについて説明いたします。

指定候補4件について、所有者から指定の同意をいただいております。

また、4月1日から4月15日に実施した市民意見募集の結果、意見はありませんでした。

本日の審議において、指定が妥当だと判断された案件につきましては、令和8年6月末頃の指定を予定しております。

それでは、指定候補4件の指定について審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について説明がありました。前回意見に対する対応をどういうふうにしたのかということと、指定候補者の概要の説明、さらにそれぞれの指定候補の評価シートの説明、景観としていかに重要かという評価がなされていたかと思います。残念なことに、いずれにしても市民意見はないということで、関心が薄いのかなとちょっと心配になってしまうのですが、それは置いておいて、樹木3件に関しては、樹木医の診断もついているということで、前回出た宿題は、大体事務局のほうでクリアしていただいて、お答えいただけたかなと思います。今回は付議になりますので、結論を出さなければいけないのですが、ご意見、ご質問等ある方は、挙手をしてからご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○C委員

2点お伺いしたいのですが、1点目は評価シートの使い方ということで、確認事項については2項目あって、両方とも「○」でないとそもそも対象外ということだと思うのですが、

評価指標については9つあって、今回の指定候補①、②は「×」が2つで、③が「×」が5つ、④が「×」が4つなのですが、特にこれは「×」がいくつあるとダメということではないと思います。それぞれの候補に対する最後のご説明では、「総合的に見て」ということをおっしゃっていたのですが、そうすると、評価指標はそもそも何のためにあるのかというか、総合評価のための参考という位置づけでよろしいのか、ということをお伺いしたいです。

2点目は、今回の指定についてというわけではないのですが、あくまで参考なのですが、今回の景観の重要建造物や樹木なのですが、景観は基本的には建物とか樹木単体ではなくて、それを含めてどう見えるかが景観だと思います。例えば指定候補①の写真を見ると、右側の写真ですが、後ろに送電線が見えていたり、樹木でも赤と青の滑り台が前にあったり、全体の見え方としてはあまり良くないと思います。そういうものを改善するような、何かしらの意見や枠組み、例えば①のところは、後ろに木を植えて隠すことができると思います。樹木はそもそも物を隠す性質があるので、後ろに何かあってもあまり問題にはならないと思うのですが、前の滑り台は、例えば色を変えるとか、公園の中で場所を移すということが本来必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長

事務局、お願いします。

○都市計画課長

まず、1つ目ですけれども、評価指標を設定させていただいたのは、これを評価するに当たって、何かしらの「何が良いか」といったものが必要だと思い設定しておりますので、あくまでも参考です。「×」がいくつあるからということで、指定を決めるわけではありません。

○建設局長

2点目の件ですけれども、こちらは推薦者のほうからは、滑り台も込みで公園の中の象徴としての樹木という形で推薦が上がってきていると思います。色も確かに若干ビビットで気になる部分ではあるのですが、このままでよいのではと事務局としては思っております。

○C委員

滑り台がいいとしても、周りの構造物とか、そういうものとの関係は考慮する枠組みを、今回はなくてもいいと思うのですが、中長期的には考えていったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば9ページで位置が書かれているのですが、この赤枠の中身を全部指定するという意味なのか、赤枠の意味がよく分からないのですが、公園のほうも併せて指定することによって、周りの景観として、周りに何を置くかということも対応できると思うのですが、そういう方向もあり得るのではないのでしょうか。

○都市計画課長

今回に関しては、赤枠、公園としてではなくて、一つ一つの建造物・樹木に対して指定をさせていただいています。おっしゃるとおり、トータルでいくつかの建造物や樹木も含めて

決定することもあると思います。

○C委員

景観のコアとなるものが建造物であり樹木なので、それを一件一件指定するのは全然問題がないと思うのですが、指定した後や指定に際して、周りに何があるのか、それと一緒に何が見えるのかも考えて、より景観を良くしていく構造にしていこうという考え方も必要かなと思って、意見を述べさせていただきました。

○議長

C委員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、これはコアになるものを指定しておいて、その後、市民の皆様の協力でどういうふうに変えていけるのかという意見が盛り上がってくるのが多分重要なんだろうと思いますので、おっしゃることは分かりましたということで議事録にとどめて、今後の推移を見守るという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。D委員、お願いします。

○D委員

指定したものに対してということではなくて、指定した後、一般の方にそこにあると認識してもらうことが重要になってくるかと思います。その中で、その後「この滑り台、色おかしいよね」という意見が出てくることも含めて、現状では、県内でも結構重要な建物が、ごく一部の専門家だけが重要性を知っているけれども、ほかの人は知らないから、知らない間に壊されているというケースが多々見られるので、そういうことも含めて、いい建物とか、いい景観、いい樹木でもいいのですけれども、そういうものに対して、どんどんPRして認知してもらう活動が重要になってくるかなと思います。

○議長

事務局、お願いします。

○都市計画課長

今回、ホームページに掲載するのはもちろんなのですが、広報にも載せたり、今、市でもFacebookやXがありますので、そういったものでお知らせしていこうと思っております。

○議長

指定を受けると多分パネルがつきます。市民の皆さんがそれを見て、「ああ、こういう重要なものなんだな」と思っていたら、先ほどのように声が大きくなってくればいいのかと思います。ありがとうございます。

○D委員

ただ、今までのプレートをつけてというと、気になる人はあまりいないので、ちょっとやり方を工夫していかないと、なかなか広まって認識してもらえないのかなと。ちょっと視点を変えて広報することを検討してもらえればと思います。

○議長

では、SNSも駆使しながら、できるだけメディアに露出をお願いいたします。

ほかにかがででしょうか。E委員、お願いします。

○E委員

候補③の正伯公園のクスノキについてなのですが、市民の方からの応募ということもそうですし、大変樹齢の長い立派な樹木だという認識はあるのですが、今、評価シートの中で言いますと、例えば歴史的・文化的要素とか、地域のシンボルといった、ちょっと言葉が適切ではありませんけれども、オンリーワンの要素が「×」になっているということで、客観的にこのシートを見ると、この程度の「○」がつく樹木は結構あるのではないかなという気がします。

大変立派な樹木であるので、指定することに異議はないのですが、これが客観的なデータとして残っていくと、この候補で「○」がついている項目に当てはまるその他のものも指定をしなければいけないことになるかなと思っておりまして、比較的絞って指定をしていくのか、やや広く、比較的多くのものを指定していくのか、少しスタンスを決めて今回判断していく必要があるかなと思いましたので、意見として述べさせていただきたいと思います。

○議長

ありがとうございます。

事務局、何かありますか。まさにそのスタンスを皆さんで議論しましょうということなんですけどね。

はい、お願いします。

○事務局

今回、景観重要樹木の指定自体が、諮問させていただくのが初めてでございます。しかも市民の方から推薦文もいただいたということで、推薦を受けて指定していくことに関しては、我々としても広めていきたい気持ちもございます。ですけれども、今、E委員がおっしゃったとおり、このぐらいの樹木であればほかにもあるのではないかという考えは、我々の中でも持っております。その中で、今回は市民からの推薦もいただいたということで、審議会の俎上に上げさせていただいたところです。「絞って指定するのか多く指定していくのかという、市のスタンス」につきましては、事務局としてはまだ持っておりません。

○E委員

齟齬があったらいけませんので、私の発言の趣旨をもう一遍確認させていただきたいのですが、こういった樹木がほかにもたくさんあるかという趣旨ではなく、この評価シートの○×のバランスとなる木がほかにもたくさんあるのではないか、という趣旨でございます。今回の正伯公園のクスノキに関して、何かほかにも特徴的な、言葉があれですがオンリーワンの要素が見いだせるのであれば、そこは評価理由に書いた上で対象にしていくべきではないかと、そんな意見であります。

なので、さらに言えば、この内容でいくと、そのほかにも当てはまる木がたくさんあるのではないかと、広く認めていくということであれば、この内容でもよろしいのかなと、そんな趣旨でございます。

○議長

ありがとうございます。そこのところですね。先ほども言いましたように、今回、市民意見が出なかったということがあって、もうちょっと関心を持っていただいて、市民の皆さんに、「こういうのがいっぱいあるよね」と言っていただければすごくよかったし、今回の指定を通じて情報発信することによって、次回からまた候補が出てくるということになれば、それで初めて議論できるのかなという気もなくはないです。あまり私が言いすぎてもあれなのですけど。

ほかにご意見ございますでしょうか。F委員。

○F委員

今の正伯公園のクスノキですけれども、やはり今、先生がおっしゃられたように、これに匹敵する、それ以上の巨木は船橋にたくさんあると伺っております。ですから、今、候補として挙げられてはおりますけれども、今現在では必要ではないと私は考えております。

○議長

ご意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。私、結構せっかちなので、次々進もうとしますが、いいですか、進めてしまつて。

まだあるかもしれませんけれども、あまりのんびり構えていてもあれなので、私のほうからこういう提案をさせていただきます。本日4件出た中で、今ご意見がありました3件目の正伯公園のクスノキに関しては、継続審議にさせていただきたい。次回、応募があったときに同じようなものが出てきて、やはり公園のシンボルツリーみたいなものは必要だよねというようなことになれば、そのとき改めて指定をさせていただきたいと考えていて、残りの3件に関しては、今回のもので指定を認めていくという方向にしていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

この件について、諮問ですので、決を採らなければいけないのですが、今のとおりのもので決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしということで、本案件については、私の今の提案のとおりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

これをもちまして、本日の議題は終了ということになります。皆さん、ありがとうございました。

今日はこの後まだ連絡事項がありますので、もうしばらくお付き合いください。

事務局に一旦お返しします。

○都市計画課長

それでは、千葉県屋外広告物条例の一部改正が行われましたので、そちらの概要について、お知らせしたいと思います。

千葉県屋外広告物条例につきましては、政令指定都市や中核市等を除く千葉県下の自治体に適用される条例になっております。本市は中核市でありますので、船橋市屋外広告物条例を制定しているところであります。

千葉県屋外広告物条例の一部改正の公布日は令和8年3月23日、施行日は令和9年4月1日となります。

改正の背景としましては、平成27年に発生した札幌市における看板の落下事故を受け、平成28年4月に国土交通省が、屋外広告物条例ガイドラインの改正を行いました。このガイドラインの中で、専門的知識を有する者による安全点検の義務化が加えられたことをきっかけとして、千葉県において条例改正を行ったところであります。

主な改正内容について概要を説明いたします。

まず、安全点検については、はり紙、立看板を除く全ての広告物等に対して、安全点検の実施が義務化されます。

続いて、安全点検結果の提出については、はり紙、立看板等を除く全ての許可広告物等は、更新許可申請時に17項目の点検結果を提出することになります。

続いて、許可看板を点検する安全点検者についてです。現行では点検者に資格を求めていませんでしたが、今回の改正により、点検の実効性を担保するため、屋外広告士、点検技能講習修了者等の一定の資格を求めることとしております。

続いて、管理者の配置については、全ての許可広告物等に対し管理者を定めることが義務化されます。

市としましては、千葉県の条例改正に伴い、同様に屋外広告物条例を制定している千葉市・柏市等と連携を図りながら、本市条例の改正について検討を進めてまいります。

以上になります。

○議長

ありがとうございます。

お分かりになりましたでしょうか。これは報告義務は3年に1回でしたか。

○都市計画課長

3年に1回です。

○議長

3年に1回ずつ、屋外広告物について点検をして、船橋市内では船橋市に報告をする義務があるというような条例に変わります。今までも報告義務はあったのですが、全部の広告物ではなかったのが、それを全部の広告物に広げるというふうに千葉県が変えましたから、船橋市も同じように足並みをそろえて変えるというご報告ですが、何かご質問等ございますでしょうか。

D委員。

○D委員

一緒に消防法令違反も道頓堀の火災を受けて、結構厳しく出て、先々月、県との懇親会の

ときに話が出ていたので、そういうのも併せて、県の屋外広告物条例以外でも、消防とかも併せて外に出せるようなことになる、見ている人も分かりやすいかなと思うので、複合的にそろえてもらえるとありがたいかなと思います。

○議長

県から情報をもらって、これに付加するような形で、不燃対策も併せて業者に示さないと、市として周知不足になってしまうということだと思います。

○都市計画課長補佐

ありがとうございます。今、お話しいただいたのは道頓堀で消防の方が2名死亡された事故の件だと思います。そちらの話につきましては、今回の屋外広告物条例の改正とは別で、我々屋外広告物の所管課には県のほうから屋外広告物関係が、建築の所管課のほうにも建築関係の通知が来ております。

今回の大阪市の消防の報告書によると、建築物の外壁に設置された屋外広告物が工作物であったにもかかわらず、所定の防火の機能を持たないもので、それによって火事が広がって被害が出てしまったというような調査結果が出ておりますので、千葉県と相談させていただきながら、建築の所管課と我々の屋外広告物の所管課のほうで工作物等に関しては、両方のルートで確認しております。

我々のほうもこちらの件につきましては、市のホームページで不燃材料を使用する啓発等はもう始めております。あとチラシ作成を今、千葉県と一緒にやっていますので、それを配っていこうと今検討しているところです。

以上です。

○議長

ありがとうございます。何はともあれ安全第一ですので、屋外広告物等も安全ということが一番の眼目です。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これは県に足並みをそろえるということで、また、次回以降、皆さんにはお諮りすることはあると思いますので、ちょっと頭の隅に留めておいていただければと思います。

事務局から、ほかに連絡事項はありますか。

○事務局

事務局でございます。委員の皆様の任期と来期以降についてご案内いたします。

現在の委員の皆様の任期は令和8年6月30日となり、この日をもって満了となります。この同じメンバーでご審議いただくのは、本日が最後の審議会となります。この場をお借りして皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、再任される方につきましては、次回の審議会、10月16日（金）に予定しております。近づきましたら再度連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【閉会】

○議長

ありがとうございます。

このメンバー最後だということなので、皆様、拙い進行にお付き合いいただき、ご協力いただきまして、非常にありがとうございました。

第8回の景観総合審議会をこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

9. 資料・特記事項

(1) 傍聴者配付用資料

・報告資料

(2) 特記事項

特になし

10. 問い合わせ先

建設局都市計画部都市計画課景観係

047-436-2528